

調布市議会改革検討代表者会議第17回会議日程

平成24年11月5日午前10時
於 全員協議会室

1 第16回代表者会議合意事項【合意資料11】

- (1) 本会議場における報告範囲拡大について
- (2) 議会基本条例について

2 検討・協議事項

- (1) 議会広報特別委員会設置について 継続協議
- (2) 議会の機能強化について
- (3) 委員長報告について
- (4) 議会基本条例について

3 その他

合意資料11：第16回代表者会議合意事項 資料46-2：議会広報委員会要綱（修正案） 資料50：議会基本条例骨子（案） 資料53：議会に対する市民の声 資料54：議会基本条例（案）第1章・第2章

合 意 事 項

第17回代表者会議報告
(平成24年11月5日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表				確認事項	方向性
			予算	主旨・目的	座 長 案		
1. 本会議場における報告範囲拡大について(整理表協議事項番号12)							
⑦ 議会と市長・執行部との関係	81	諸報告（特別委員会・組合議会等）の口頭報告		議会活動を市民にわかりやすく説明するとともに、市監理団体の状況を議会に報告させることにより団体への監視機能を高める。	<input type="checkbox"/> 特別委員会、一部事務組合及び広域連合議会の報告は、本会議場で口頭報告をする。 <input type="checkbox"/> 口頭報告の内容は、会議の案件名と結果を簡潔に報告する。また、予算・決算の議案については、予算額及び決算額を含め報告するものとし、客観的な内容の報告とする。 <input type="checkbox"/> 報告に対する質疑は認めない。 <input type="checkbox"/> 複数議員が所属する組合議会及び広域連合議会の報告は、所属する議員の中から報告者を決め、報告者は報告書を作成し口頭報告をする。 <input type="checkbox"/> 自治法に基づく経営状況の報告をしていない市監理団体については、文書をもって当該団体の経営状況を議会へ報告するよう理事者に求めている。 <input type="checkbox"/> 市の関与団体については、必要に応じ資料請求等に対応していく。 <input type="checkbox"/> 意見書の議員提出議案は、従来通りの取扱とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の議会活動を本会議場で報告することにより、議員の責務と市民への説明責任を果たす。 <input checked="" type="checkbox"/> 議会は、すべての市監理団体の経営状況報告を求める。	
	82	広域連合・一部事務組合などの議会報告を行う					
	83	市外郭団体（監理10、関与2、その他関与14合計26団体）の議会報告拡大と議案関連説明書類の充実					
	84	議員提出議案（意見書）は本会議上程時、質疑討論を認める					

合 意 事 項

第17回代表者会議報告
(平成24年11月5日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表				確認事項	方向性
			予算	主旨・目的	座 長 案		
2. 議会基本条例について(整理表協議事項番号1)							
① 議 会 基 本 条 例	1	議会基本条例の制定		議会の基本理念や議員の責務及び活動原則等を定めることにより、議会の役割を明らかにする。	□条例検討に当たっての今後の日程は、資料49に示された日程(案)に従い、検討を進めていく。 □条例(案)の検討は、代表者会議の前半を改革提案事項を、後半を条例(案)検討に充て検討・協議していく。 □条例(案)検討に当たっての市民意見は、 ①理事者が策定中の「自治の理念と市政運営に関する基本条例(案)」策定時における議会に関する市民意見を参考にする。 ②議会に対する市民の意見を、メール、手紙、議長へのはがきを活用し、期間を設定して意見募集を円る。意見募集の期間は、1ヶ月程度とし、募集後集約結果をホームページで公開していく。 ③条例(案)がまとまった時点で、パブコメを実施し、市民からご意見を聞く。 ④代表者会議提出資料等を参考に、随時市民から意見を聞く体制を円る。 □全議員への説明・意見聴取は、必要に応じて開催する。 □議員研修会は、ご意見を聞きながら正副座長が勸案し、実施していく。	■二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定める条例を検討・制定する。 ■議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負担にこたえ、市民福祉の向上に寄与する。	
	2	議会基本条例策定のための研修					
	3	アンケート調査・パブリックコメント・特別委員会	○				
	4	条例策定にあたっては特別委員会の設置が望ましい					
	5	議会の基本原則・市民参加などの基本を定める議会基本条例制定のための特別委員会設置					
	6	議会有志による特別委員会を設置し、議会基本条例素案を作成する					
	7	議会基本条例制定のための特別委員会は、傍聴を認め、傍聴者からも意見を求める					
	8	議会基本条例素案は、市民説明会、パブリックコメント、公聴会、シンポジウム等市民参加機会を	○				

(修正案)

調布市議会要綱第 号

調布市議会広報委員会要綱

第 1 設置

調布市議会（以下「議会」という。）に関する情報を広く市民に知らせるために必要な事項について協議し、もって市民の議会に対する関心を高めることを目的として、調布市議会広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項（議会運営委員会の所管に係る部分を除く。）について協議するものとする。

- (1) 調布市議会だよりの編集及び発行に関すること。
- (2) 議会のホームページに関すること。
- (3) インターネットによる議会の会議の放映に関すること。
- (4) 議会における情報通信機器等の導入に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報に関すること。

第 3 構成

委員会は、会派から 1 人ずつ選出した委員及び正副議長をもって構成する。ただし、5 人以上の会派は 2 人とする。

第 4 任期

委員の任期は、調布市議会委員会条例（昭和 31 年調布市条例第 17 号）第 3 条の規定を準用する。ただし、再任を妨げない。

第 5 委員長及び副委員長

委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選による。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 委員会

委員会は、議長の求めに応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、公開するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、これを非公開とすることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、議会事務局において行う。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

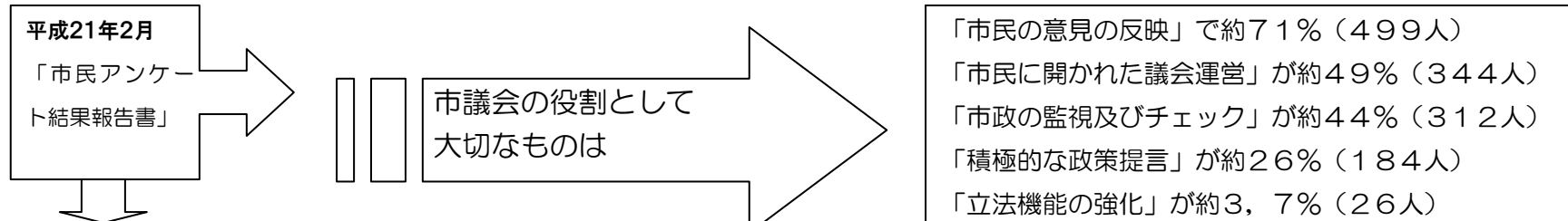
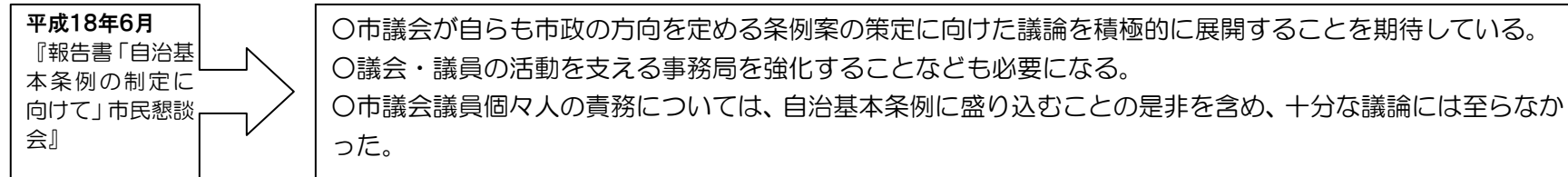
附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

議会基本条例骨子（案）

- 前 文 条例制定の背景・議会（制定者）の意思・決意
- 第 1 章 総則 条例の目的と基本理念
（・開かれた議会 ・議会の活性化 ・情報の公開）
- 第 2 章 議会・議員の使命及び活動原則
（・議会の活動原則 ・議員の活動原則）
- 第 3 章 市民と議会の関係
（・情報公開 ・会議の公開 ・議会報告会）
- 第 4 章 市長等と議会の関係
（・一問一答 ・反問権 ・政策形成過程説明義務化
・議決事項追加等）
- 第 5 章 議会機能の強化
（・政策立案 ・政策提言 ・自由討議 ・研究会
・委員会活動 ・議員研修）
- 第 6 章 議会事務局体制
（・議会事務局の体制強化）
- 第 7 章 政治倫理
（・政治倫理観 ・識見努力）
- 第 8 章 政務活動費
（・調査研修 ・政策提言 ・市民への説明責任）
- 第 9 章 議員定数
- 第 1 0 章 最高規範性及び見直し手続き
（・最高規範の位置づけ ・見直し手続き）

議会に対する市民の声(自治基本条例策定過程における議会に関する市民意見)



「その他」で挙げられた意見

- 市議会議員は3分の1がよい→そんなに必要ない。
- 市民に選ばれた議員でありながら、自らの行動をもっと積極的に市民に見せて欲しい。何をしているのか分からない議員が多すぎる。選挙の時だけか？姿を見せるのは…。
- 市民のための議会であって、議員のための議会ではない。
- 市民とのパイプ役。
- 市民負担の軽減。
- 市財政の徹底検証。
- 公共の福祉に努める。
- 市行政を小さく動きの良い議会に。(身内を傷める法案は通らないと思うが)。
- 市政を誘導する。
- 構成員の高い倫理性。
- 市民の望むまちづくりを提言する。

- 市議会は地域を回って聴取すべき。
- 議会を動かすしかないのでは？
- 市長及び議会の役割は疾うに決まっていると思っていた。
- 議員報酬は高すぎる。
- （全体感想）住民参加を深めていくと、議会の存在は薄くなる。
- この条例が制定されることによって、市議会の権限、位置づけは変わるのか？
- 国会議員と市議会議員は異なると思いますが。
- 第4市民の役割：市民のみに責任を明記されているのはなぜですか。⇒（市）行政・議会も責務がある。
- 市長、市議会、市民について、役割を負うとなっているが、役割と責務を負うとすべき。
- 市議会の役割の項で、「権限を行使し」とあるが、この文言を抹消し、「役割を果たす」に書き改めるべきである。
- 市議会の責任が定められていない
- 議員の数が多すぎる
- 議員の報酬高いのでは？
- 市議会は形式的、緊張感なし。TV放送すべき←TV放送はコストがかかる⇒インターネットでの公聴を検討
- 市民が市長とふれあいトークなどしている時、市議会も来るべき。ニーズを知る。市長と一緒にやらなければという気持を持つべき。それを条例で担保したら良い。
- 市議会は本当に住民のニーズを反映（把握）しているのか
- 市民と議員の関係が各論では詰まっていけないのでは？
- 市長と市民の懇談会に市議を出席させたら？
- 町会と市会議員はあまり関係ないのが実績
- 市民と議員の関係は？
- 市議会においても、自治基本条例に対して多様な意見はある
- 一人ひとりが参加⇔議会制民主主義
- 市民参加：・一般市民会員はできない。家庭づくり精一杯・市議会との区別
- 市民が積極的に参加する事には限界がある
- 市議会は何をやっているのか

平成23年1月

第3次検討案に
対する
市民検討会

- 議会の役割の条文は、議会（議員）がつくるべき。
- 市民のための議会ではなく、議員のための議会になっている。
- まともな議員は、程度しかいない。
- 議会改革が必要である。
- 市議会の役割に「常に広く市民の声を聞き」という言葉を入れるべき。
- 市議会議員の責務として市民への説明責任、立法機能の強化、執行機関との連携強化。

平成23年12月

素案に対する
意見交換会

- 我々を代表している市議会では何故議論を進めていかないのか。議員の無知と無関心さがある。
- 市議会議員から良い案を出すべき。
- 本日も議員は何人か来ているが、議員が専門的に議論すべき。また、このようなことを地域ごとに知らせる（伝える）必要がある。
- 議会の役割は重要なので、そこを明確に定義してほしい。市民参加を否定するのではなく、議会とどう進めていくかを条例で定義してほしい。
- 市議会の責務に「市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない」という表現を追加してほしい。

調布市議会基本条例(案)
(第1章・第2章)

条 例 案	説 明
<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、市民に開かれ活力ある議会を構築するために必要な基本理念を定め、議会及び議員の使命並びに議会運営に関する基本事項を定めることにより、二元代表制の一翼を担う本議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。</p> <p>(基本理念) 第2条 議会は、市民を代表する市政最高決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、その活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け議会活動の情報公開を進め市民との情報の共有を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>この章では、条例の目的と基本理念を定めています。</p> <p>「目的」では、この条例の直接の目的として、議会の役割を明確にし、市民の負託に応えること、さらに、本来のあるべき議会活動を行うことにより、市政及び市民福祉の向上の発展に寄与することを定めています。</p> <p>「基本理念」では、調布市議会の議決により、市民の意思が確定することを踏まえ、議会活動の基本を「市民に開かれた議会」とし、その実現のため情報公開と議論の活性化を図り、主権者である市民の意思を的確に市政に反映させる努力をし、自律した地方自治（地域主権）の確立を目指すものと定めています。</p>

条 例 案	説 明
第2章 議会及び議員の使命及び活動原則	第2章 議会及び議員の使命及び活動原則
<p>(議会の使命及び活動原則)</p> <p>第3条 議会は、合議制の特性を生かし、市民を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指します。</p> <p>(2) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。</p> <p>(3) 市民の多様な意見を的確に把握し、議会の議論を活性化させます。</p> <p>(4) 把握した市民の意見をもとに政策提言、政策立案を行います。</p> <p>(5) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。</p> <p>(議員の使命及び活動原則)</p> <p>第4条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の活発な討議を重んじます。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。</p> <p>(3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければなりません。</p> <p>(4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間の調整を行い、合意形成に努めなければなりません。</p>	<p>この章では、議会及び議員の使命とその使命を果たすための議会の活動原則について定めています。</p> <p>議会の使命は、選挙で選ばれた議員が市民の多様な意見を持ち寄り、その意見を議員同士で話し合い、集約し、市政に反映させることを使命と定めています。</p> <p>議員の使命は、直接選挙で選ばれた公職として、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命と定めています。</p> <p>議会及び議員の使命を果たすためにどのような活動をすればよいか、それぞれの活動原則を定めています。</p> <p>議員が議会で活動を行うにあたり、同様な考え方を持った者同士がグループ（会派）を組むことができるとしています。</p>